

上山市猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、適正に飼養されていない飼い猫及び飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、もって周囲に対する危害又は迷惑を未然に防止するため、猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用に対し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊手術 獣医師が実施する雌猫の卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (2) 去勢手術 獣医師が実施する雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (3) 避妊手術 不妊手術又は去勢手術をいう。
- (4) 飼い猫 現に所有され、又は占有されている猫をいう。
- (5) 飼い主のいない猫 上記第4号以外の猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、市内に住所を有する者又は市内に事業所若しくは住所を有する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 不適正な飼育原因により、多頭飼育崩壊であると市長が認める者又は団体であって、県内の動物病院で飼い猫に避妊手術を受けさせようとする者又は団体
- (2) 日常的な屋外飼育により、近隣住民から糞尿による被害等の苦情が寄せられている者又は団体であって、県内の動物病院で飼い猫に避妊手術を受けさせようとする者又は団体
- (3) 飼い主のいない猫に対し県内の動物病院で避妊手術を受けさせようとする者又は団体
- (4) その他市長が必要と認める者又は団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、猫の不妊手術に要する費用その他市長が認める費用とする。ただし、国、県その他団体から補助金の交付を受ける場合にあつては、当該費用から当該補助金の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の2分の1の額（100円未満切り捨て）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

（1） 不妊手術 1件につき1万円

（2） 去勢手術 1件につき5千円

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下申請者という。）は、事前に県内の動物病院に避妊手術の予約を行った上で、事前協議書（様式第1号）を市長に提出しなくてはならない。

（交付申請）

第7条 規則第5条及び第14条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請及び実績報告は上山市猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）により行うものとし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

（1） 避妊手術を実施した動物病院が発行した領収書の写し

（2） 申請者名義の振込先口座通帳の表紙及び1ページ目の写し

（3） その他市長が必要と認める書類

（事業の中止）

第8条 申請者が、第6条に規定する事前協議後に事業を中止しようとする場合は、その理由を記載した事業中止承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、第7条の交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、上山市猫の不妊去勢手術費補助金交付決定及び額確定通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（交付請求）

第10条 前条の規定により交付決定及び額の確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は速やかに上山市猫の不妊去勢手術費補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第11条 交付決定者のうち、避妊手術の後に飼い主のいない猫を生息場所に戻す場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 避妊手術済みであることが識別できるよう片方の耳にV字カットの措置を講ずること。

（2） トイレの設置及び餌の適正な管理等周辺環境の美化を図り、近隣住民の理解を得るように努めること。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付の決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定が取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

上山市猫の不妊去勢手術費補助事業に係る事前協議書

年 月 日

上山市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

上山市猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり協議します。

避妊手術等に関して生じた事故等については、自己の責任で処理することを承諾します。

1 事業の内容（申請者が記入すること 該当項目に☑を入れてください。）

避妊手術の種類		☐ 不妊手術 ・ ☐ 去勢手術
猫について	区 分	☐ 飼い猫 ・ ☐ 多頭飼育崩壊 ・ ☐ 近隣住民からの苦情 ☐ 飼い主のいない猫 ・ ☐ 避妊手術後、保護します。 ・ ☐ 避妊手術後、元の生息場所に戻します。
手術について	病 院 名	
	手術予定日	
特 記 事 項		

2 飼い主のいない猫について（申請者以外が記入すること）

確 認 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	特 記 事 項	

※確認者は市内に居住する者で、申請者と世帯を別にするものに限る。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

上山市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

上山市猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書

上山市猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業の内容（該当項目に☑を入れてください。）

避妊手術の種類		☐ 不妊手術 ・ ☐ 去勢手術
猫について	区 分	☐ 飼い猫 ☐ 飼い主のいない猫 ・ ☐ 避妊手術後、保護します。 ・ ☐ 避妊手術後、元の生息場所に戻します。
	種 類	☐ 雑種 ☐ その他（ ）
	年 齢	☐ 0～6か月 ☐ 7か月～1歳 ☐ 1歳1か月～1歳6か月 ☐ 1歳7か月以上
	毛 色	☐ 黒 ☐ 灰 ☐ 白 ☐ 茶 ☐ その他（ ） ※猫の毛色全てにチェックしてください。
手術について	病院名	
	手術日	年 月 日
	費 用	円（消費税込み）
※費用は手術費用のみ記載してください。ワクチン接種など手術以外の費用は除く。		

2 申請書の依頼により手術を実施した猫は、上記の内容であることを証明します。
（必ず獣医師から証明してもらうようにしてください。）

獣医師証明欄	住 所	
	獣医師名	
	電話番号	
	V字カット	☐ 実施しました。 ※飼い主のいない猫を元の生息場所に戻す場合は必須

3 添付資料

- （1）避妊手術に要した費用の領収書の写し
- （2）申請者名義の振込先口座通帳の写し

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

上山市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

上山市猫の不妊去勢手術補助事業中止承認申請書

年 月 日付けで事前協議した上山市猫の不妊去勢手術費補助事業について、下記のとおり事業を中止したいので、上山市猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 中止の理由及び内容

様式第 4 号（第 9 条関係）

指令第 号

年 月 日

様

上山市長

上山市猫の不妊去勢手術費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで提出のあった上山市猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書兼実績報告書に基づき、次のとおり補助金の交付を決定し額を確定したので通知します。

記

上山市猫の不妊去勢手術費補助金
交付決定及び額の確定額

円

様式第5号（第10条関係）

上山市猫の不妊去勢手術費補助金請求書

金 _____ 円

年 月 日付け指令第 _____ 号で交付決定及び額の確定通知があった上山市猫の不妊去勢手術費補助金について、上記のとおり交付されるよう請求します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ㊞

上山市長 様

【受取口座】（金融機関又はゆうちょ銀行のいずれかに☑を入れてください）

☐ 金 融 機 関		支 店 名	種別	口座番号 (右詰めで記入)								(フリガナ) 口座名義人
	銀行・信金	本店	普通 当座									
	信組・労金	支店										
	農協	出張所										

☐ ゆうちょ銀行 (郵便局)							口座番号 (右詰めで記入)	(フリガナ) 口座名義人
通帳の見開きページ左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1			0	—	※		

(注) 記号に6桁目がある場合は、「※欄」に記入してください。